

東京都立大学

2025年度 派遣留学 秋募集

[応募受付日程]

10月1日水曜 ～ 10月31日金曜 正午

応募はkibacoの該当ページからの提出による方法のみで受け付けます。期限や提出先ページに間違いがないように十分注意して応募してください。

東京都立大学管理部国際課

目次

1 学生派遣協定に基づく派遣学生募集要項（2025 年度秋募集）	1
2 東京都立大学学生交換協定及び学生派遣協定による派遣学生候補者の選考方針	8
3 学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）	11

【様式】

- ・ 派遣留学申込書（2025 年度秋募集）
- ・ 留学資金計画書
- ・ 語学試験受験費用補助申請書
- ・ 誓約書
- ・ 支払金口座登録依頼書及び見本
- ・ 書類提出上の注意事項及びチェックリスト
- ・ 留学ワークシート
- ・ 海外留学相談のご案内

【参考資料】

- ・ 学生交換協定・学生派遣協定に基づく派遣学生の「担当教員」の役割について
- ・ 東京都立大学派遣留学生経済支援実施要領
- ・ 東京都立大学派遣留学応募学生に対する語学試験受験費用補助に関する実施要領

重要なお知らせ

今回の募集は、2026年7月以降に渡航する派遣留学のプログラムです。

本学における外務省危険情報レベル・感染症危険情報レベルへの原則的な考え方（下表参照）を踏まえて、募集開始時点もしくは選考終了後において応募・派遣対象となっている大学であっても、派遣学生の安全を確保するため、紛争、感染症等昨今の国際情勢の影響に応じて、最悪の場合、派遣時期の延期や中止の可能性があることを理解した上で、プログラム応募や留学準備を進めていただくようお願いします。

【表】 本学における外務省危険情報レベル・感染症危険情報レベルへの原則的な考え方

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
内容	十分に注意してください	不要不急の渡航は止めてください	渡航は止めてください (渡航中止勧告)	回避してください。 渡航は止めてください (回避勧告)
	その国・地域への渡航、滞在に当たって、危険を避けるため特別な注意が必要	その国・地域への不要不急の渡航は止める。渡航する場合には特別な注意を図るとともに、十分な安全対策をとること。	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止める	その国・地域に滞在している方は安全な国・地域へ避難する。どのような目的であれ新たな渡航は止める
申請時	○	△	×	×
留学等決定から渡航までの情報	○	△	×	×
渡航中の渡航情報の変更	○	△	×	×

【表凡例】 ○：実施、継続するが注意を払う △：延期又は中止を基本方針とする ×：中止、即刻帰国

学生派遣協定に基づく派遣学生募集要項（2025 年度秋募集）

派遣留学実施につき、派遣候補者としてふさわしい学生を、下記のとおり募集します。本募集では、派遣先大学の求める高い入学水準を満たし、高い志と目的意識を持った学生を求めます。

「東京都立大学学生交換協定及び学生派遣協定による派遣学生候補者の選考方針」及び本要項を熟読し、提出書類や応募条件等を確認した上で応募してください。

記

1 概要

本学と学生派遣協定を締結している大学（以下「協定大学」という。）に半年又は1年間学生を派遣する制度である。派遣学生は、東京都立大学への授業料に加え、協定大学の授業料のいずれをも負担する点において、学生交換協定に基づく交換留学制度とは異なる。なお、派遣期間中に学籍上休学とすることは制度上認められない。

2 募集する大学

別表「学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）」のとおり

3 応募資格

本学に在学している正規学生（休学者は除く。）で、以下の要件を全て満たす者。

（1）応募要件

- ① 各在籍学年の最低修得単位数を満たしており、かつ学業成績において、以下に定める計算方法によって算出された成績評価係数が、2.0 以上であること。

$$\frac{(\text{「5」の単位数} \times 4) + (\text{「4」の単位数} \times 3) + (\text{「3」の単位数} \times 2) + (\text{「2」の単位数} \times 1)}{\text{前年度取得単位数}}$$

学業成績チェックシートは以下リンク先の「学業成績チェックシート（Excel）」からダウンロードできる。（http://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/sb_schedule.html）

- ② 派遣先協定大学の出願資格及び要件を満たしていること。
- ③ 応募前に国際センター海外留学相談室に相談の上、語学要件や学修できる分野等、派遣先協定大学とのマッチングを確認できていること。
- ④ 「誓約書」記載の全項目について確認及び同意の上、誓約書の提出ができること。

（2）応募要件に関する注意事項

① 学業成績について

- 学業成績は、前年度に本学で履修した科目に対する学修の評価とする。
- 休学等により前年度履修した科目がない場合は、直前年度に履修した科目に対する学修の評価とする。

【派遣先協定大学にて、学業成績要件がある場合】

- 成績評価係数及び学業成績要件について、学内要件と協定校が提示する要件の両方を満たす必要がある。
- 派遣先協定校が定める学業成績は、特に指定のない限りこれまで登録したすべての科目に対する学修の評価とする。

② 語学要件について

- IELTS、TOEFL iBT、その他の語学要件としてスコアの提出が必要な語学試験については、原則テストセンターで受験したもののみ認める。ただし、TOEFL iBT に限り、テストセンターでの受験が困難な場合については、「TOEFL iBT Home Edition」のスコアを語学能力証明書として提出することを認める。「TOEFL iBT Home Edition」のスコアにて応募する場合は、学内選考を通過後、留学先に出願をする際に、原則、派遣先協定大学の語学要件を満たした、テスト

センターで受験する TOEFL iBT のスコアが必要になることを理解し応募すること。

- ・ IELTS については、IELTS Academic のみ提出を認める。なお、IELTS One Skill Retake については協定校によって適用可否が分かれるため募集要件を確認のこと。

③ 各協定大学の出願資格及び要件について

別表「学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）」には、語学要件や募集定員等、募集要項作成時点での重要な協定大学情報を掲載しているが、協定大学の定める受入基準や語学要件、申請締切、協定大学情報等は予告なく変更されることがあり、非英語圏の協定大学においては英語による授業が十分に開講されないこともある。

別表掲載事項が協定校情報の全てではないことを理解し、応募する際は、必ず各自 kibaco「海外留学協定校情報」の Information sheet や協定校の公式ホームページ、Fact sheet 等で最新情報をよく確認の上、応募すること。応募時から派遣先大学の要件が変わった、応募時に派遣先大学から提供される情報が不足していた等の事由による留学辞退は、原則認めることができない。

選考に通過し正式に派遣学生候補者となるまで、協定大学へ直接連絡を取らないようにすること。やむを得ず、協定大学との連絡が必要となる場合は、必ず国際課に相談すること。

なお、自身の国籍(重国籍者は、有するすべての国籍を含む)と同一の国等への留学を希望する者は、希望先大学によって受入学生の国籍に要件を設けている場合があり、本学の派遣学生候補者となっても希望先大学から受入れが許可されない場合があることを了承の上、応募すること。また、応募前の早い段階でメールにて国際課(募集要項に記載のメールアドレス)へ相談すること。

④ 海外留学相談室での応募前相談について

各自で協定校について情報収集の上、留学ワークシートを記入し、面談を受けること。面談の予約は以下のホームページから確認できる。

(国際センター・国際課ホームページ：http://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/consult.html)

⑤ 応募説明会について

応募にあたって注意事項を説明するため、応募を希望する場合は、原則参加すること。

【応募説明会日程】

2025 年 10 月 3 日金曜日 12:10~12:50

オンライン開催（参加 URL は kibaco「海外留学協定校情報」のお知らせにて案内）

4 留学期間

派遣留学は学期単位で留学を行う制度であり、選択できる期間は別表「学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）」のとおり（半期（1 学期間）、通年（2 学期間）又は語学＋半期（2 学期間））とする。

5 募集定員

別表「学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）」のとおり。

6 応募

希望する大学は 1 大学とし、併願はできないものとする。応募期間及び提出書類は以下のとおり。

(1) エントリー日程

応募期間：2025 年 10 月 1 日水曜日 ～ 10 月 31 日金曜日正午※

応募締切：10 月 31 日金曜日正午 ※ kibaco 該当ページでの関連書類提出を完了させること

※ この期間の中で提出のあった書類等の不備等修正依頼を含んだ受付状況について、派遣留学申込書に記載された「～(姓-名)@ed.tmu.ac.jp」アドレスへ、随時連絡するため、頻繁にメールチェックをすること。こちらからの連絡について応答がなかった場合、応募を受け付けないことがあるため十分に注意すること。

(2) 事前エントリー

応募締切前に、以下の URL もしくは以下の QR コードからプレエントリーフォームにアクセスし、必要事項を入力して送信すること。

URL : <https://forms.office.com/r/pZffVxFqCG>

例年、プレエントリーフォームと交換留学申請書との間で記載内容に差異が生じたまま応募している事例が散見される。プレエントリーフォームに入力した内容は、そのまま留学に係る各種手続きにおいてデータ処理される。そのため、特に派遣希望大学や派遣期間等に差異が生じないように、提出・記入前に必ず確認すること。



(3) 提出書類 (各 1 部)

kibaco での提出時のファイル名は「氏名_書類名」とすること (「都立花子_小論文」等)。

No	書類 (提出形態)	留意事項等	Kibaco 提出フォーム
1	派遣留学申込書 (スキャンデータ)	様式は kibaco「海外留学協定校情報」の資料から入手すること。 緊急連絡先欄：留学応募への理解と留学終了までの協力を得られることを確認し、署名を得ること (電子署名も可とする)。 担当教員署名欄：本要項 11 その他「(1) 担当教員について」を参照のうえ依頼し、署名を得ること (電子署名も可とする)。	【PDF のみ】交換・派遣留学応募フォーム① (各スキャンデータ)
2	学業成績チェックシート (エクセルデータ)	以下サイトの「学業成績チェックシート」のリンクからエクセルファイルをダウンロードし、入力したものをデータにて提出すること。 http://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/sb_schedule.html	【Excel のみ】交換・派遣留学応募フォーム② (学業成績チェックシート)
3	成績証明書 (スキャンデータ)		【PDF のみ】交換・派遣留学応募フォーム① (各スキャンデータ)
4	成績通知書 (スキャンデータ)	PC から Campus Square にログインして入手したものを提出すること。 応募する大学に成績要件がない場合：前年度分のみの成績・GPA (学部生のみ) が記載されたものを提出 応募する大学に成績要件がある場合：前年度分のみの成績・GPA (学部生のみ) が記載されたもの及び入学以降すべての成績が記載されたものの 2 枚を提出。	【PDF のみ】交換・派遣留学応募フォーム① (各スキャンデータ)
5	小論文 (ワードデータ)	様式は kibaco「海外留学協定校情報」の資料から入手すること。 以下①～③を踏まえ、志望理由 (留学への志望動機、抱負)、留学計画 (希望先大学での学修等計画) について記したワードデータを提出すること。 ① 400～1,600 字以内 ② 横書きの体裁で提出すること。 ③ 本文中に氏名や学籍番号は記載しないこと。 なお、この小論文の取扱いは「東京都立大学 AI 利活用ポリシー」に準じて取り扱うため注意すること。	【Word のみ】交換・派遣留学応募フォーム③ (小論文)
6	留学資金計画書 (ワードデータ)	留学期間中の資金計画について所定様式に記入すること。	【Word のみ】交換・派遣留学応募フォーム③ (小論文)

7	誓約書 (スキャンデータ)	学生本人・保証人両者が誓約事項を熟読の上、学生本人及び保証人の署名を自署にて記入すること（電子署名も可とする）。 なお、保証人は学籍上の保証人と同一の者とする。	【PDFのみ】 交換・派遣留学 応募フォーム ①（各スキャン データ）
8	言語能力を証明する書類 (スキャンデータ)	TOEFL iBT または IELTS のスコア証明書のスキャンデータを提出すること。	【PDFのみ】 交換・派遣留学 応募フォーム ①（各スキャン データ）
9	語学試験受験費用補助申請書 (ワード・スキャンデータ) ※希望者のみ提出	様式は kibaco「海外留学協定校情報」の資料から入手すること。 語学試験受験費用の補助申請を希望する場合は、所定の様式に記入し応募書類と一緒に提出すること。 加えて、「支払金口座登録依頼書」及び口座通帳の番号が記載されているページのスキャンデータも併せて提出する。	【希望者】 フォーム④(語 学試験受験費 用補助申請関 連書類)
10	パスポート等のコピー (スキャンデータ)	応募時点でパスポートを所持している者についてはそのコピーを、まだ所持していない者については学生証のコピーをカラースキャンしたものをデータで提出すること。 重国籍者で、自国籍と同一の国等への留学を希望する者は、当該国等のパスポートのコピーも併せて提出すること。	【PDFのみ】 交換・派遣留学 応募フォーム ①（各スキャン データ）
11	顔写真データ	直近3ヶ月以内に撮影したもの。カラー写真、上半身・正面、無帽、背景なし、自撮り写真可。	【画像のみ】 交換・派遣留学 応募フォーム ⑤（顔写真）

(4) 提出方法

- 提出書類については、応募締切までに、kibaco の「留学応募用ページ(ID:agz2023ryuoubo)」を自己登録の上、提出する書類ごとに、それぞれ上表に定められた kibaco 上の課題フォームから資料をアップロードすること。国際課窓口への持参や郵送での紙での提出は受け付けられないため注意すること。
- kibaco での書類提出にあたっては、「書類提出上の注意事項及びチェックリスト」を活用し、提出前に自身で確認の上、提出すること。
- 提出書類のうち、スキャンデータを提出するものについては、スマートフォン等のカメラ機能で該当する資料を撮影したデータを提出するのではなく、原則として複合機（コピー機）等で読み取ったデータを PDF として提出すること。

※ 事前エントリーが済んでおり、かつ、kibaco 該当ページ上での書類提出が応募締切までに完了しているもののみ応募を受け付ける。いずれかのみが完了している状態では応募を受け付けられないため注意すること。

7 選考

応募学生が選考方針に適っているかどうかを審査するため、応募学生に対して、学内選考を行う。

派遣希望先が定める募集枠数に満たない応募数であったとしても、選考の結果、不合格となる場合がある。

- 第1次選考：書類選考
- 第2次選考：面接による選考

2次選考における配点については下に記載のとおり。小論文や面接を通じて本学からの派遣学生としての適性やコミュニケーション能力等についても確認していくこととなるため、十分に準備を進めた上で選考に臨むこと。

※ 選考は言語能力以外（小論文＋面接）を計90点で採点

8 スケジュール

① 申込に関する日程		
	応募説明会（原則参加必須）	10月3日金曜日 12:10～12:50
	エントリー受付期間	10月1日水曜日 ～ 10月31日金曜日
② 選考等に関する日程		
	第1次選考合格発表	11月21日金曜日 正午（目途）
	第2次選考（面接選考）	12月6日土曜日 試験時間は別途連絡する。
	派遣学生候補者合格発表	12月18日木曜日 正午（目途）
	合格者オリエンテーション	12月18日木曜日 18:00～19:30（予定） ※ <u>今後の留学手続及び提出書類の説明を行うので、必ず出席すること</u>

※ 合格者オリエンテーションを含む、合格決定後に複数回実施される事前・事後研修は参加必須となる。応募の時点で日程を調整すること。

9 派遣学生候補者の発表（第1次選考及び第2次選考）

kibaco トップページの「お知らせ」にて応募者宛に発表する。可否について、国際課から学生へのメール等による個別連絡は一切行わないため、結果については各自確認すること。

10 派遣学生経済支援（月額奨学金及び渡航費（実費））について

本学の派遣留学プログラムに参加する学生は、本選考に合格後、本学の経済支援制度に別途応募することが出来る。支給額については7ページ（「東京都立大学派遣学生経済支援実施要領」より抜粋）を参照すること。

11 その他

（1）担当教員について

① 担当教員とは

本学の留学プログラムで派遣される学生は、所属教授会等の推薦に基づき学長による「留学許可」を受ける必要がある。それに伴い、学生の留学に関する担当教員を、所属する学部・研究科の教員に、学生自身で依頼する必要がある。

② 担当教員を依頼する教員について

以下の方法で依頼すること。

A. ゼミ・研究室に所属している学生は、ゼミ・研究室内の指導教員に依頼する。

B. 所属コース・所属教室で依頼できる教員がいる学生は、その教員に依頼する。

※ A. B. いずれの方法でも担当教員を依頼することが不可能な場合：

各学部等によって問合せ先が異なるため、早めに所属の教務係に確認をすること。

③ 依頼方法

担当教員には自分の留学の目的や計画等をしっかり説明し、留学申込を認めていただいた上で、以下の内容を依頼すること。

- ・ 留学申込書の「担当教員欄」への署名
- ・ 留学内定後の履修相談をさせていただくこと
- ・ 留学中に「在籍確認兼月次報告書」（様式あり・毎月初旬に kibaco に提出）にて留学状況を報告させていただくこと

④ 参考資料「担当教員の役割について」

依頼の際は、参考資料「学生交換協定・学生派遣協定に基づく派遣学生の『担当教員』の役割について」を持参の上、依頼すること。

⑤ 担当教員の変更について

ゼミへの所属や学部の都合等により、担当教員が応募時から変更になる場合がある。派遣学生候補者

となった場合は、所属学部教務と変更の有無について適宜確認し、変更があった場合は国際課の指示に従って報告すること。

(2) 海外旅行保険及び危機管理サービスについて

派遣学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、本学の指定する海外旅行保険（学研災付帯海外留学保険）及び海外安全危機管理サービスに加入することが義務付けられている。

渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出したうえで、随時状況確認ができるように、本学と連絡を密にすることが求められる。

派遣学生の安全管理に関する事前研修を派遣前に行うので、必ず出席すること。

1 2 問合せ先

東京都立大学管理部国際課留学生交流係 E-mail: outbound@jmj.tmu.ac.jp

【東京都立大学派遣学生経済支援実施要領抜粋（25 首都大管国第 80 号）】

別表 1（第 4 条関係）

派遣先地域別 奨学金月額（令 2 首都大管国第 1348 号・令 5 都立大管国第 498 号・令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正）

派遣先地域	奨学金月額	地域名・都市名
指定都市	15 万円	アビジャン、アブダビ、クウェート、サンフランシスコ、シンガポール、ジッダ、ジュネーブ、ニューヨーク、パリ、モスクワ、リヤド、ロサンゼルス、ロンドン、ワシントン
甲地域	13 万円	・北米 ・欧州 ・中近東（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く。） （主な都市） アムステルダム、アンカレッジ、ウィーン、ヴァンクーバー、エルサレム、コペンハーゲン、シアトル、シカゴ、チューリッヒ、トロント、ニューオリンズ、ハンブルグ、フランクフルト、ブラッセル、ホノルル、ボストン、マドリッド、モントリオール、ローマ
乙地域	12 万円	指定都市、甲地域、丙地域以外の地域 （主な都市） ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルク、シドニー、ジャカルタ、ソウル、ソフィア、タシケント、バンコク、プラハ、ブダペスト、マニラ、メルボルン、ヤンゴン
丙地域	10 万円	・アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く。） ・中南米 ・アフリカ （主な都市） カイロ、ケープタウン、サンパウロ、上海、台北、ナイロビ、ブエノスアイレス、北京、メキシコシティ、リオデジャネイロ、リマ

別表 2（第 4 条関係）（平 29 首都大管国第 1099 号・追加、令 2 首都大管国第 1348 号・一部改正）

奨学金支給基準

派遣期間	支給月数
8 日 ～ 31 日	1
32 日 ～ 62 日	2
63 日 ～ 93 日	3
94 日 ～ 124 日	4
125 日 ～ 155 日	5
156 日 ～ 186 日	6
187 日 ～ 217 日	7
218 日 ～ 248 日	8
249 日 ～ 279 日	9
280 日 ～ 310 日	10
311 日 ～ 341 日	11
342 日 ～ 365 日（366 日*）	12

*閏年の 2 月 29 日を含む留学プログラムの場合のみ。

別表 3（第 5 条関係）（平 26 首都大管国第 995 号・追加、令 5 首都大管国第 1123 号・令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正）

派遣先地域別 渡航費

派遣先地域	渡航費（上限）
アジア地域 インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス	21 万円
上記以外の地域	35 万円

東京都立大学学生交換協定及び学生派遣協定による派遣学生候補者の選考方針

以下の5つの観点から、本学の派遣学生としてふさわしい学生を推薦する方針で選考を実施します。

1. 留学の目的及び計画が明確で、高い留学成果が期待できること

(1) 明確な留学目的

留学すること自体が目的ではなく、各協定大学に派遣されて学ぶ目的と計画が明確でなくてはなりません。各協定大学の学部・研究科の特性を正確に理解し、単なる語学研修ではなく、自身の専門やその他多様な学問分野を異なる環境で学ぶ機会と捉え、留学しなくてはできないことを実現しようとしている学生を推薦します。派遣先の決定にあたっては、大学案内やウェブサイトのような先方の大学から発信されている情報だけに頼らず、自己の視点で留学先となる大学の学部・研究科を的確に評価し、あらかじめ、自身の学習の目的・計画と合致しているかを確認しておくことが重要です。

(2) 実現可能で高い成果が期待できる学習計画

留学期間中の学習計画が現実的かつ緻密で、専攻する学問分野に限らずとも、広くその大学生活において、留学を契機とする高い成果が期待できることも重要です。また、派遣先大学にて自己の専門科目の履修を行い、単位取得を目指す姿勢をもった学生を推薦します。

(3) 帰国後の学生生活や将来のキャリアへの明確な展望

留学後の学生生活や自身のキャリア形成に通じる展望が明確で、将来にわたって留学の成果を上げることが見込まれることも重要な要素になります。

2. 派遣学生として必要な資質を備えていること

異国での生活においては、文化や生活習慣の違いにより戸惑いや困難は避けることができず、思いもよらない事態に遭遇することがあります。そのような困難を乗り越えてこそ、留学による成果が期待されるものです。また、多くの場面で、自身の立場や意見を発信することも求められます。このため、異なる文化のもとでの長期間の留学に耐え得る健康な心身と適応力や柔軟性を備えている学生を推薦します。

交換留学生については、交換型派遣留学制度の趣旨を十分に理解し、異なる文化・学術環境において学ぶ機会を活用でき、研究交流や学生交流を深めることにも貢献できることが期待される学生を推薦します。

3. 十分な語学力を備え、学業成績も優秀であること

留学に必要とされる水準の語学力を備えていなければなりません。また、留学で見識を深めようとしている学問分野についての必要な学業成績に加え、専攻する分野以外の領域についても一定程度以上の関心を持てることが必要です。さらに、必ずしも関心の向かない事柄についても、必要とされる努力をいとわないことが求められます。

このような観点から、学業成績については、本学で修得した単位の成績について、総合的に審査して推薦します。

4. 日本の文化や習慣を理解し、異文化下におけるコミュニケーション能力があること

日本の文化や風俗を理解し、協定大学にて紹介する意欲を持つとともに、他国の文化や風俗を理解しようとする姿勢が大切です。

個性の異なる他者とも協調し、多様な価値観を尊重しながらコミュニケーションを取ることができ、国境を越えた幅広いネットワークを構築し、将来国内外での活躍が期待できるような学生を推薦します。

5-1. **交換留学** 東京都立大学の交換留学生として誇りと自覚を持ち、海外に本学の魅力を発信できること

(1) 交換留学生としての自覚と姿勢

交換留学は、交流協定を締結している大学との間で、相互に学生を派遣し合うもので、派遣される学生はそれぞれの大学の代表として送り出されます。東京都立大学の代表として派遣されるからには、常にその自覚を持ち、留学の初志を忘れず意欲的に学習に取り組み、何事についても信義を重んじ誠実に振る舞うことが求められます。

ウェブや文献複写依頼でカバーすることのできない領域について見識を広めることにこそ、留学とりわけ正課の講義を履修できる交換留学生として、留学する意義があります。したがって、一定水準以上の語学力が求められることは当然ながら、指導を受ける機会を最大限に活かすためのコミュニケーション能力を備えていることが重要です。

コミュニケーションを積極的に図ろうとする姿勢に欠ければ、上記のような目的は達成できません。派遣先大学の教員や学生だけでなく、日常生活で関わる人たちとの間でも、留学生活を支える協力を得られる程度に関係形成ができる学生を推薦します。

(2) 交換留学生にふさわしい学生

交換留学生として選出された場合、個人の都合による辞退などは断じて許されません。志願者の自由な意思に基づき留学を決意し志願する以上、東京都立大学留学生・留学委員会は、その自己決定を信頼して選考を行います。交換留学生として送り出すために、大学は様々な手配を行うため、派遣候補者は、自己の決断について責任を自覚しなくてはなりません。

留学中の現状報告や帰国後の留学報告など、交換留学生に課される責務全般を滞りなく行うことはもとより、後に続く留学希望者への情報提供などにも積極的に協力し、交換型派遣留学制度の一層の充実にも尽力する姿勢を持つ学生を推薦します。

(3) 東京都立大学の魅力の発信

東京都立大学の学生代表として派遣される以上、本学を交換留学協定の相手方に選んだという先方の信頼に応えなくてはなりません。

また、学生交換協定充実のため、相手方協定大学の多くの学生に、東京都立大学に留学したいと思ってもらえるように本学の魅力を伝えることも望まれます。本学について尋ねられたときには、本学の代表としての確に対応できるよう、本学の基本的な情報だけでなく本学の魅力についても深く理解している学生を推薦します。

5-2. **派遣留学** 高い目的意識を持ち、派遣先大学が求める基準をクリアできること

(1) 留学生としての自覚と姿勢

派遣留学は、英語圏の大学を主なターゲットとしていることから、先方から高い語学基準が求められています。また、派遣留学制度の置かれている状況を認識し、新たな派遣先拡充に対する大学の努力に応え、派遣先大学との協定の存続に貢献できるような学生を派遣します。

したがって、高いレベルの語学力を備え、その他求められる入学水準をクリアしようと努め、さらには留学の目的意識や志の高い学生に門戸が開かれます。

派遣先の大学の環境下で学習・研究できる好機を十二分に活用し、高い留学の成果を残すことはもちろん、この留学が将来のキャリア形成にも大きく寄与する期待がもてる学生を推薦します。

(2) 奨学金の獲得など留学費用の調達見込み

派遣留学制度は、在外留学期間中でも東京都立大学への授業料が免除されず、派遣先大学の授業料も負担しなければなりません。さらに、留学期間中の生活費やその他の必要経費も必要です。この留学制度での留学を志願しようとする学生は、これらの費用捻出の見通しが立たなければ留学が実現できないため、積極的に資金獲得に向けて努力する学生を推薦します。

学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧（2025 年度秋募集）別表の見方及び注意事項

別表の見方

- ① TOEFL iBT 及び IELTS の各セクションは、Listening (L)、Reading (R)、Writing (W)、Speaking (S)を示す。
- ② Semester spots は学期枠のことを指す。例として、4 semester spots が募集定員の場合は、半期で 4 名、通年で 2 名もしくは通年 1 名と半期 2 名を派遣することが可能である。
- ③ Sufficient English Skill 等、語学スコア等で明確に判断できない語学要件については、学内応募語学基準を超えていることを要件とする。

注意事項

記載されている「留学期間」は、募集時点のものである。

変更になる場合があるため、必ず kibaco「海外留学 協定校情報」>資料>「2. 協定校情報（派遣留学）」内の Information sheet、各大学の Fact sheet 及びホームページで確認すること。また留学開始日と終了日については、応募時では未確定であるため、本学の学年歴と重複する可能性があることを理解し応募すること。

自身の専攻分野に関わる科目の履修を目的とした留学制度であることに留意し、希望先大学の開講科目や学部・研究科等を応募前に確認すること。

【kibaco へのアクセス方法】

kibaco にログイン (<https://kibaco.tmu.ac.jp/portal>) → マイページタブをクリック → 「授業一覧」をクリック→授業自己登録をクリック
→授業名から「海外留学 協定校情報」(ID: ahpartner)を検索→「海外留学 協定校情報」のチェックボックスにチェックを入れ、登録ボタンをクリック →
登録完了 ※本学在校生のみアクセス可能。

別表「学生派遣協定に基づく派遣学生募集対象大学一覧(2025年度秋募集)」

大学名(上段:日本語、下段:英語)	国・地域	募集枠数 (semester spots換算)	大学別コース番号	コース設定	Eligibility		受講言語	成績要件	語学要件			語学要件に関する注意事項等	その他の注意事項		
									IELTS	TOEFL iBT	英語以外の言語				
カリフォルニア大学リバーサイド校エクステンション	アメリカ	no cap	50502006-1	正規課程	学部	○	English	学部	-	学部	6.5 for UCP	6.5 for PGC/D	-	no minimum entry requirement for Intensive English, Campus course Requires bachelor's completion (or final year of undergraduate study with approval) for Postgraduate students	After they meet the language requirement for UCR academic classes, they may advance to academic classes offered through Extension or the main campus.
University of California, Riverside, University Extension					大学院	○		大学院	-	大学院	80 for UCP	80 for PGC/D	-		
カリフォルニア大学リバーサイド校エクステンション	アメリカ	no cap	50502006-2	語学 + 正規課程	学部	○	English	学部	N/A	学部	5.5	5.5	-		After they meet the language requirement for UCR academic classes, they may advance to academic classes offered through Extension or the main campus.
University of California, Riverside, University Extension					大学院	○		大学院	N/A	大学院	61	61	-		

派遣留学申込書（2025年度秋募集）

年 月 日

東京都立大学 学長 殿

私は学生派遣協定に基づく派遣留学に、以下のとおり申し込みます。以下に記載する個人情報については、派遣留学の選考等に必要な範囲内で第三者に提供されることを同意のうえ提出します。

フリガナ			@ed.tmu.ac.jp	
氏名		Email	※「姓-名@ed.tmu.ac.jp」のものを必ず記載すること	国籍
生年月日	年 月 日（ 歳）	学修番号		
所属	学 部 _____ 学 科 _____ コース・ 教室・分野 _____		課程・年次	☐ 学部 ☐ 博士前期 ☐ 博士後期 年 _____
	研究科 _____ 専攻 _____ 学域 _____			
住所	〒 -		(帰省先) 〒 -	
	携帯電話番号 _____		電話番号 _____	

緊急連絡先

フリガナ		続柄		〒 -
氏名 (自署)			住所	電話番号 _____ FAX _____

言語能力

言語の種類	スコア（受験日）
英語 該当する試験に☑	☐ TOEFL iBT 総合得点：_____点（ 年 月） セクション別得点：Listening _____点/Reading _____点/Writing _____点/Speaking _____点
	☐ IELTS 総合得点：_____点（ 年 月） セクション別得点：Listening _____点/Reading _____点/Writing _____点/Speaking _____点

派遣希望大学

大学名(国名)	大学 ()
派遣期間 (開始月/終了月)	☐ 半期 / ☐ 通年 / ☐ 語学+半期 (月 / 月)

上記のとおり確認する。 担当教員（自署）_____

(ワードデータを kibaco よりダウンロードし、ワードにて作成すること。提出時のファイル名は「氏名_小論文」として kibaco から提出すること。作成時のフォントサイズは 12 ポイントとすること。)

留学資金計画書

学修番号: _____

所属: _____

学年: _____

名前: _____

留学に係る資金計画については、下記のとおりです。

予 定 収 入		予 定 支 出	
・ 自己資金	¥	・ 学費（授業料）	¥
・ 保証人等負担	¥	・ 生活費 （住居費・食費）	¥ （¥ ）
・ 奨学金 （名称）	¥	・ 渡航費用	¥
・ その他	¥	・ 雑費	¥
		・ その他小遣い等	¥
計	¥	計	¥

※ 収支は均衡させること。

※ 奨学金は以下に、その名称・支給団体名を明らかにすること。

奨学金への応募 (有・無)

奨学金名称	()
金額	(万円/月額)
支給期間	(~)

語学試験受験費用補助申請書

年 月 日

東京都立大学学長 殿

私は、東京都立大学派遣留学応募学生に対する語学試験受験費用補助に関する実施要領に基づき、費用補助を下記のとおり申請します。

記

学修番号： 学生氏名：

所 属： 学年：

本人事項	留学希望大学	大学名 ()	
		国名 ()	
	費用補助を 申請する語学 試験	語学試験名 ()	
		受験日 年 月 日	スコア () 点 / () 級 L () R () W () S ()
	補助申請金額 () 円 ※語学試験受験費用の半額とする		

【添付書類】

1. 語学試験受験費用の領収書（本書面の裏面に添付）
2. 銀行口座登録依頼書（本学に口座を未登録の者）
3. 登録銀行口座の通帳のコピー（名義人、口座番号の確認できるページ）

*ネット銀行等通帳のない場合は、カード又は口座番号の分かるページを印刷したものでも可

語学試験受験費用の領収書（ここに貼付）

誓約書

東京都立大学学長 殿

私は、2025年度東京都立大学派遣留学【秋募集】に出願及び参加にあたり、本書の事項を誓約します。誓約事項、各事前研修・オリエンテーション等で国際課から示した指示に反した場合は、派遣学生の資格取消、東京都立大学からの支援を受けられなくても一切異議を申し立てません。

留学前

- 候補者として選抜後は、本学が正当と認めた場合以外辞退は認められないと理解しています。また、選抜後から派遣前の期間においては本学に引き続き在籍し、休学することができないことを理解しています。
- 留学に係る経費を準備する必要があるため、事前に保証人の承諾を得ます。また留学の派遣範囲は正規授業のみと理解し、留学に係る所定の費用（本学学費、海外旅行保険費、派遣留学危機管理サービス費、留学先学費（授業料負担型の場合や、サマープログラム等の特別プログラムに参加する場合）、住居費、学生保険等）は、定められた期日までに支払います。
- 留学中の学業や卒業に係る単位取得等に関して確認する必要があるため、担当教員の承諾を得ます。
- 派遣留学応募にあたっては、必ず事前に国際センターにて海外留学相談をし、派遣先大学での学修内容が自身の希望に合致していること、留学先の留学期間、シラバスを自身で確認した上で、本学における留学前後を含めて履修計画を行います。留学期間と本学の学年歴が重複した場合本学の単位が取得できない場合がある可能性がある旨理解し応募します。
- 留学に必要な手続き（留学先に提出する各種書類の作成、パスポート及び査証の取得、所属の学部・研究科における必要な手続、国際課への出発旅程報告、留学費用の支払・海外旅行保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行います。
- 担当教員に変更があった場合には、国際課の指示に従い速やかに申し出ます。
- 国際センター・国際課が主催する留学準備講座に出席し、必要な事前研修を受け、情報収集に努めます。
- 出発日から帰国日までの全期間を包含する学研災付帯海外留学保険及び派遣学生危機管理サービスに必ず加入し、留学先において必要とされる場合には別途当該機関の指定する保険にも加入します。
- 出発前から十分な健康管理を行い、既往症等がある場合については、医師の判断に従います。
- 学内選考通過者は、あくまでも「派遣学生候補者」であり、協定校からの受入許可をもって正式に留学が決定することを理解しています。
- 候補者として決定後も、留学先の事情により受入が許可されない場合や、その所在する国・地域の安全上の状況により、留学が許可されない場合があることを理解しています。
- 渡航の際は留学先・滞在先に直行し、途中の立ち寄りや経由地での宿泊ができないことを理解しています。
- 履修条件や登録人数の制限、その他留学先の事情により、希望する学科や科目の履修ができない場合があることを理解しています。
- 個人情報について、留学実施及び緊急時対応に必要な範囲内で、本学、留学先、在外公館、宿泊先、保険会社、危機管理支援サービス業者及びその他第三者に提供することを承諾します。

留学中

- 本学の学生として常に自覚と責任をもって行動し、留学中に発生した災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪、自身の不注意による対人・対物の賠償等による損害について、本学に一切責任を問いません。
- 滞在国の法令、留学先の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、留学先担当者、教員の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないように注意します。
- 留学の主旨を理解し、派遣留学として認められた学業等に精励し、留学終了後は途中の立ち寄りや経由地での宿泊はせず速やかに帰国し本学に引き続き在籍します。
- 最終試験を全て受験し、最終課題を全て提出するまでは、実施形態が対面・オンラインに関わらず、派遣先に滞在しなければならないことを理解しています。
- 留学期間に語学学校での学修が含まれる者については、語学学校修了時に、正規課程入学の要件を満たせなかった場合、留学を継続できないため速やかに帰国します。
- 留学先への到着後及び所在や緊急連絡先に変更があった場合は速やかに本学へ報告し、また本学又は留学先が定める居住先がある場合はその居住先に滞在します。
- 「在留届」を日本大使館・領事館へ提出し、帰国時においては帰国の旨を同様に報告します。
- 自動車・バイクの運転は行わず、本学の派遣留学危機管理マニュアルに基づき、安全を意識して行動します。

- 担当教員に変更があった場合には、国際課の指示に従い速やかに申し出ます。
- 国際情勢の悪化、疫病、自然災害、大規模な事故等不測の事態が生じた場合、必ず直接又は保証人を通じて、大学へ安否等を連絡します。なお、前述等のやむを得ない事情で留学先での勉学の継続が困難になった場合、自身の安全を第一と考え、留学の一時中断や日本への帰国要請等の大学判断に基づく指示に従います。
- 上記24等の大学の関与し得ない事由により、留学中止・延期・帰国が決定された場合の追加費用については、学生本人又は保証人の負担となることを承諾します。

留学後

- 速やかに所属の学部・研究科において所定の手続きを行い、留学帰国届・留学報告書等、国際課が定める書類を提出します。
- 留学実施・広報・危機管理等の情報共有のため、留学中の修学・生活情報を必ず大学へ提供し、帰国報告会等のイベント、ホームビジット、印刷物等において自身の留学体験を伝える等の協力をします。
- 国際センター・国際課主催の事後研修に参加します。また、派遣先大学の授業言語の語学試験を受験し結果を報告する（帰国後3カ月以内）とともに大学が求める帰国報告関連書類を定められた期日までに提出します。
【経済支援を申請する場合】
経済支援を申請するに当たり、以下を誓約します。経済支援は学生自ら申請するものであることを理解し、誓約事項に反した場合は、本学からの経済支援の中止や奨学金の返還を求められることがあっても、異議を申し立てません。
- 経済支援受給に係る必要書類（経済支援申請書、家計基準適格性判定表、他）を提出することを鑑み、事前に保証人の承諾を得ます。
- 経済支援の範囲は、東京都立大学派遣学生経済支援実施要領に基づく往復エコバークラス航空賃（含む空港税及び燃油代等）実費（ただし、上限はアジア地域210,000円、アジア地域以外350,000円）及び奨学金であり、その他の本留学にかかる費用は含まれないものと認めます。
- 留学中においては、毎月指定期日に担当教員、国際センター及び国際課に在籍報告を行い、特別な理由がある場合を除き、指定期日までに提出がなかった場合については奨学金が支給されないことを理解しています。
- 大学が求める必要書類等を提出します。
留学前：渡航費支給申請書、本人名義の航空券領収書、内訳書、Eチケット（写）、他
留学後：往復搭乗券半券、他
- 他の経済支援を受給又は受給予定とする場合は、本経済支援受給に問題がないことを自身で確認します。
- 上記29から33を怠った場合や以下に該当する場合、経済支援は取消・返還となる場合があることを認めます。

- 本学学生の身分を失った場合
- 本学を休学した場合
- 本学の学則及び大学院学則等に基づき懲戒処分を受けた場合
- 留学を取りやめた場合
- 経済支援学生としての責務を怠った場合
- 経済支援申請書の記載事項に重大な虚偽があることが発覚した場合
- その他、学長が経済支援学生として適当でないと認めた場合

経済支援を受けない場合においても、上記34をはじめ、本学が認める正当な理由により、派遣学生としての資格が取消となる場合があることを認めます。

年 月 日

所 属：

学修番号：

学生の署名：

他に受給又は受給予定とする経済支援：

上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の派遣留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人続柄：

保証人の署名：

支 払 金 口 座 登 録 依 頼 書 (個人用)

東京都公立大学法人 理事長 殿

東京都公立大学法人からの支払金について、下記口座を指定しますので、口座情報等の登録を依頼します。

太枠の中をご記入ください。点線枠内（口座情報）は通帳写しのご提出がない場合のみご記入ください。（※＝事務記入欄）

※	登録区分（○を付けてください）	新 規 ☐ 停止あり	停 止	変 更
	フリガナ			
	氏名			
	住所（〒 — — ） 都 道 府 県			
	TEL — —	Eメールアドレス（任意） （個人の場合のみ） @		
	区分（○を付けてください） ★1～3は、当法人対象	1：教員(★) 2：職員(★) 3：学生(★) 4：その他個人(国内) 5：その他個人(海外) 9：その他		
	教職員番号／学修番号（※上記区分1～3の方はご記入ください）			
	生年月日（西暦）（上記区分1～5の方はご記入ください）		年 月 日	
	修了予定年限（西暦）（当法人の学生はご記入ください）		年 月 日	

通帳の写しの提出（○を付けてください） 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号が 分かるページをご提出ください。 （キャッシュカードの写しは不可）	あ り
	な し

以降の項目はご記入不要です。

【通帳の写しの提出がない場合】以下の欄も、通帳の背表紙裏面のページ（口座名義が記載されたページ）と同じ内容をご記入ください。

口 座 名 義	カナ																
	漢字																
		銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店・支店 出張所				預金種別（○を付けてください） 1.普通 2.当座 4.貯蓄預金							
		金融機関コード				支店コード				口 座 番 号（右詰め）							

◇提供いただいた情報は、本学からの支払い及びマイナンバー収集に使用します。なお、マイナンバー収集にあたっては、本学が依頼した委託業者から連絡が行くことがあります。

※事務担当者記入欄

(変 更 ・ 停 止)				債 主 コー ド			

記 入 日	年 月 日
所 属 部 署	
事務担当者	電話番号／内線

※会計管理課記入欄

(新 規 登 録)				債 主 コー ド			

受 領 日
/ /
☐ メール受信

承認印	登録印
/ /	/ /

（令和4年4月改正）

①通帳写しを
提出いただく場合

支 払 金 口 座 登 録 依 頼 書 (個人用)

東京都立大学法人 理事長 殿

東京都立大学法人からの支払金について、下記口座を指定しますので、口座情報等の登録を依頼します。

太枠の中をご記入ください。点線枠内(口座情報)は通帳写しのご提出がない場合のみご記入ください。(※=事務記入欄)

※	登録区分 (〇を付けてください)	新 規 ☐ 停止あり	停 止	変 更
	フリガナ トリツ (シュト) ダイガク 氏名 都立(首都)大学			
	住所 (〒 192 - 0397) 東京 都道 八王子市南大沢 1-1 府県			
	TEL 080 - □□□ - ××××	Eメールアドレス (任意) (個人の場合のみ) @		
	区分 (〇を付けてください) ★1～3は、当法人対象	1: 教員(★) 2: 職員(★) ③: 学生(★) 4: その他個人(国内) 5: その他個人(海外) 9: その他		
	教職員番号/学修番号 (※上記区分1～3の方はご記入ください)	2 2 1 1 1 × × ×		
	生年月日 (西暦) (上記区分1～5の方はご記入ください)	2003 年 1 月 1 日		
	修了予定年限 (西暦) (当法人の学生はご記入ください)	2026 年 3 月 31 日		

通帳の写しの提出 (〇を付けてください) 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号が 分かるページをご提出ください。 (キャッシュカードの写しは不可)	あり
	なし

以降の項目は

通帳の写しを提出いただく場合、
口座情報欄は空欄で結構です。

【通帳の写しの提出がない場合】以下の欄も、通帳の背表紙裏面のページ(口座名義が記載されたページ)の内容をご記入ください。

口 座 名 義	カナ												
	漢字												
		銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店・支店 出張所				預金種別 (〇を付けてください) 1.普通 2.当座 4.貯蓄預金			
		金融機関コード				支店コード				口 座 番 号 (右詰め)			

◇提供いただいた情報は、本学からの支払い及びマイナンバー収集に使用します。なお、マイナンバー収集にあたっては、
本学が依頼した委託業者から連絡が行くことがあります。

※事務担当者記入欄

(変 更 ・ 停 止)				債 主 コー ド			

記 入 日	年 月 日
所 属 部 署	
事務担当者	電話番号/内線

※会計管理課記入欄

(新 規 登 録)				債 主 コー ド			

受 領 日
/ /
☐ メール受信

承認印	登録印
/ /	/ /

(令和4年4月改正)

②通帳写しを
提出いただかない場合

支 払 金 口 座 登 録 依 頼 書 (個人用)

東京都立大学法人 理事長 殿

東京都立大学法人からの支払金について、下記口座を指定しますので、口座情報等の登録を依頼します。

太枠の中をご記入ください。点線枠内(口座情報)は通帳写しのご提出がない場合のみご記入ください。(※=事務記入欄)

※	登録区分 (〇を付けてください)	新 規 ☐ 停止あり	停 止	変 更
	フリガナ トリツ (シュト) ダイガク 氏名 都立 (首都) 大学			
	住所 (〒 192 - 0397) 東京 都道 八王子市南大沢 1-1 府 県			
	TEL 080 - □□□ - ××××	Eメールアドレス (任意) (個人の場合のみ) @		
	区分 (〇を付けてください) ★1～3は、当法人対象	1: 教員(★) 2: 職員(★) ③: 学生(★) 4: その他個人(国内) 5: その他個人(海外) 9: その他		
	教職員番号/学修番号 (※上記区分1～3の方はご記入ください)	2 2 1 1 1 × × ×		
	生年月日 (西暦) (上記区分1～5の方はご記入ください)	2003 年 1 月 1 日		
	修了予定年限 (西暦) (当法人の学生はご記入ください)	2026 年 3 月 31 日		

通帳の写しの提出 (〇を付けてください) 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号が 分かるページをご提出ください。 (キャッシュカードの写しは不可)	あり → なし
--	------------

以降の項目はご記入不要です。

全ての欄を正しくご記入ください

【通帳の写しの提出がない場合】以下の欄も、通帳の背表紙裏面のページ(口座名義が記載されたページ)と同じ内容をご記入ください。

口 座 名 義	カナ	トリツ タ イ カ ク											
	漢字	都 立 大 学											
ゆうちょ 銀行 信用金庫 信用組合・農協		本店 支店 出張所		預金種別 (〇を付けてください) ①. 普通 2. 当座 4. 貯蓄預金									
金融機関コード				支店コード				口 座 番 号 (右詰め)					
9 9 0 0				0 0 1 8				1 2 3 4 5 × ×					

◇提供いただいた情報は、本学からの支払い及びマイナンバー収集に使用します。なお、マイナンバー収集にあたっては、
本学が依頼した委託業者から連絡が行くことがあります。

訂正印は不要です

※事務担当者記入欄

※会計管理課記入欄

(変 更 ・ 停 止)	債 主 コー ド

(新 規 登 録)	債 主 コー ド

記 入 日	年 月 日
所 属 部 署	
事務担当者	電話番号/内線

受 領 日
/ /
☐ メール受信

承 認 印	登 録 印
/ /	/ /

(令和4年4月改正)

書類提出上の注意事項及びチェックリスト

提出にあたって提出書類に不足、内容等に不備はありませんか？
このリストを活用して提出前に各書類の記載内容等をもう一度確認してください。

(1) 派遣留学申込書		
①	右上の日付（記入日）は記載していますか？	☐
②	名前、学修番号、住所、電話番号、メールアドレスは正確に記入されていますか？またメールアドレスは姓-名@ed.tmu.ac.jp のものを記載していますか？（学修番号@ed.tmu.ac.jp はメールアドレスではありません。注意してください。）	☐
③	所属は正確に記入されていますか？（学部・研究科、学科・専攻、コース・学域・分野・教室、学年等）	☐
④	語学のスコアは要件を満たしていますか？	☐
⑤	派遣先協定校の、大学名、募集の種別、派遣時期・期間等は協定校 HP や Factsheet など十分に確認しましたか？また、申込書上の各欄に記入漏れはないですか？	☐
⑥	緊急連絡先の方の自署及び担当教員の自署はありますか？	☐
⑦	派遣前、派遣中、派遣後の履修予定について、担当教員または担当教務係へ相談し、卒業までの見通しを立てましたか？	☐
⑧	派遣時に現在在籍している課程の最終学年になる方は、担当教員または担当教務係に進路に関して相談していますか？	☐
(2) 学業成績チェックシート		
①	氏名、学修番号は正確に記載されていますか？	☐
②	上半分に前年度の成績が記入されていますか？【応募について】の欄が「申請可」となっていますか？	☐
③	派遣先協定大学に成績要件がある場合 ：②に加えて、入学以降全ての成績が記入されていますか？	☐
(3) 成績証明書		
(4) 成績通知書		
①	PC から CampusSquare へログインし、指定された成績通知書を出力しましたか？（スマホからでは成績通知書の出力ができません。注意してください。）	☐
②	派遣先協定大学に成績要件がない場合 ：前年度の成績のみが記載されたものを用意していますか？	☐
③	派遣先協定大学に成績要件がある場合 ：①に加えて、入学以降全ての成績が記載されたものを用意していますか？	☐
④	（②・③いずれの場合も）提出しようとしている通知書に GPA の記載はありますか？	☐
(5) 小論文		
①	横書きの体裁になっていますか？	☐
②	小論文の記載事項（志望動機や、学修計画等）は十分に書けていますか？	☐
(6) 誓約書		
①	すべての項目を熟読し、誓約事項を理解していますか？	☐
②	誓約事項に反した場合は、派遣留学生の資格を喪失し、本学からの経済支援を受けられなくなることを理解していますか？	☐
③	①、②を理解した上で、署名をしていますか？①、②を理解した上で、保証人に署名を依頼しましたか？	☐
④	学生・保証人の署名は両者とも自署ですか？	☐
(7) 言語能力を証明する書類		
①	英語：TOEFL iBT または IELTS のスコア	☐
(8) 語学試験受験費用補助書類		
①	本人宛の領収書が添付されていますか？	☐
②	支払金口座登録依頼書の金融機関コード、支店コード、口座番号の記入漏れはありませんか？本人名義の口座ですか？	☐
③	登録希望銀行口座の通帳のコピー（名義人、口座番号の確認できるページ）は添付されていますか？	☐
(9) 海外留学相談及び説明会		
①	派遣留学を申し込むにあたって、海外留学相談室に相談しましたか？	☐
②	応募説明会に参加しましたか？	☐
(10) 留学資金計画書		
①	収支は均衡していますか？	☐
(11) WEB 事前エントリー・kibaco 提出について		
①	WEB システムからのプレエントリーは申請済ですか？	☐
②	Kibaco 課題フォームでの提出物は提出済ですか？スキャンデータでの提出物は影や指などが映りこんでおらず、明瞭にスキャンできていますか？	☐
③	プレエントリーフォームに記載した内容と派遣留学申込書に記載している内容に齟齬はありませんか？	☐

ワークシート1希望を明確にしましょう！

以下のワークシートに、留学についての希望を記入し、自分に合った留学の種類や留学先を考えてみましょう。
希望の留学が具体的に見えてきた場合、また逆に不明な点が生じたり希望が定まらない場合は、このワークシートを海外留学相談の先生等に見せ、留学に向けたアドバイスをもらいましょう。

1氏名	
2所属学部・系・研究科・コース	3学年
4Eメールアドレス	5携帯電話
6どこに留学したいですか？ ☐英語圏 ☐非英語圏(現地語で学ぶ) ☐非英語圏(英語で学ぶ) ☐オセアニア ☐北米 ☐ヨーロッパ ☐アジア ☐アフリカ ☐中東 ☐中南米 ☐その他 ☐具体的な国名・大学名()	
7どのような環境を希望しますか？ ☐主要都市 ☐地方都市 ☐田舎 ☐現地人との交流が多い ☐留学生が多い ☐日本人がある程度いる(日本語サポート有) ☐学生寮に滞在 ☐ホームステイ ☐民間アパート等に滞在	
8なぜ留学したいですか？	
9いつ頃、どのくらいの期間留学したいですか？	
10留学に関して、1番重視することは何ですか？	
11留学を考える上での懸念事項は何ですか？	
12現在の語学力はどのくらいですか？語学試験スコア、合格している試験・級等を記入してください。	
13質問事項があれば記入してください。	

ワークシート2具体的に考え、準備しましょう！

(1) 留学の種類・留学先候補の絞り込み

具体的な留学の方法、留学先候補がみえてきたら、それぞれを比較し、プラスポイント（メリット、魅力など）とマイナスポイント（懸念事項、ハードルなど）を挙げてみましょう。

留学方法・留学先	＋ポイント	－ポイント

(2) 留学を実現するために

目指す留学が見えてきたら、後は実現に向けての準備、課題への取り組みが欠かせません。現状の課題と目標、達成に向けた手段を考えてみましょう。

1	課題
	目標
	達成時期
	手段
2	課題
	目標
	達成時期
	手段
3	課題
	目標
	達成時期
	手段

留学相談について

国際センターでは、海外留学に関する質問・相談に対応するとともに情報提供を行っています。

海外留学の相談は基本的に予約が必要です。相談内容と日時を下記リンク先から確認し、該当する教員のカレンダーから予約をしてください。相談は教員の研究室もしくはオンラインで行なっています。

他の予約や用務等で希望日時に予約が難しい場合もありますので、相談の予約は余裕を持ってしましょう。特に応募期間中は多くの方が相談を希望し、希望の時間帯に予約が取れないこともあるため、応募期間の開始から3週間前を目安に相談予約することを推奨します。予約完了後、相談日までに留学相談前ヒアリングフォームに回答してください。

【海外留学相談】

https://www.ic.tmu.ac.jp/study_overseas/consult.html



※ 交換留学・派遣留学応募予定の学生の方は、応募前に国際センター教員への相談が必須となります。

学生交換協定・学生派遣協定に基づく派遣学生の「担当教員」の役割について

標記の件については、下記のとおりとする。

記

1 担当教員の位置付け

本学の交換留学・派遣留学制度により派遣される場合は、学則上の留学となるため、学生は所属教授会等の推薦に基づき学長による「留学許可」を受ける必要がある。各学部・研究科は、留学を希望する学生について担当教員を定める必要がある。

また、学生は留学先における履修状況等について、担当教員に報告する義務がある。
(首都大学東京留学生の派遣及び受入れに関する要綱)

2 担当教員の役割

担当教員の役割は以下のとおりとする。

①学生の留学申込に際し、申込書の内容を確認し、署名欄に署名する。

※1 応募時の協定校とのマッチングについては国際センター教員（海外留学相談員）が行う。

②留学内定後の履修相談を行う。

③学生からの留学中の「派遣留学在籍確認兼月次報告書」を受領し、報告を受ける。

(毎月初旬の在籍報告のメールに添付の形式)

【在籍報告のメールについて】

交換留学・派遣留学制度にて派遣される学生には、派遣先大学での在籍及び学修状況を確認するため、「派遣留学在籍確認兼月次報告書」の提出を課す。送付先は以下のとおりとする。

TO: 担当教員

国際センター教員及び国際課職員 (int-report@jmj.tmu.ac.jp、受信の目的は以下の通り)

国際センター教員：必要に応じ、異文化適応、カルチャーショック、危機管理等のアドバイスを行うため（必要時のみ返信する場合がある。）

国際課：月額奨学金に係る手続きに使用するため

本件担当：首都大学東京管理部
国際課留学生交流係（内線 5708）

東京都立大学派遣学生経済支援実施要領

25 首都大管国第 80 号

制定 平成 25 年 4 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都立大学（以下「本学」という。）が、学生の国際交流に関する協定又は協議に基づき留学する学生に対して実施する経済支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（令 2 首都大管第 1348 号・一部改正）

(申請資格)

第 2 条 経済支援の給付を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本学に在学している者（休学者は含まない。）

(2) 東京都立大学学生の派遣及び受入れに関する要綱第 3 条により、所属する学部の教授会等（大学院生の場合にあっては、研究科教授会等。以下同じ。）の推薦に基づき、学長の許可を受けて留学する者。ただし、全学の学生交換協定及び学生派遣協定に基づく派遣学生以外の者にあっては、本経済支援の受給について、別途、部局の推薦を受けている者に限る。

(3) 留学先での受入れ期間が、本学における 1 学期間に相当する期間以上である者

（平 26 首都大管国第 158 号・一部改正、平 27 首都大管国第 957 号・一部改正・追加、平 28 首都大管第 1000 号・一部改正、令 2 首都大管第 1348 号・一部改正、令 6 都立大管国第 588 号・一部改正）

(支援内容)

第 3 条 経済支援の内訳は、奨学金及び渡航費の給付とする。

(奨学金)

第 4 条 奨学金の給付月額、別表 1 に定める金額とする。

2 別表 2 の左欄に掲げる派遣期間に応じて、同表の右欄に掲げる奨学金月額の支給月数を決定し、奨学金を支給する。なお、派遣期間についてはプログラム毎に別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本学が公募の窓口になっている他の給付型奨学金（留学に係るものに限る。）の支給を同額以上受けている場合は、本奨学金の支給対象とならない。

4 奨学金の給付月数の上限は、12 ヶ月とする。

5 奨学金の給付にあたっては、毎月在籍確認を行うものとする。

（平 25 首都大管国第 162 号・一部改正・別表削除、平 26 首都大管国第 995 号・一部改正・別表追加、平 28 首都大管第 1000 号・一部改正・別表削除、平 29 首都大管国第 1099 号・一部改正・別表追加、令 2 首都大管第 1348 号・別表一部改正、令 5 都立大管国第 498 号・別表一部改正、令 6 都立大管国第 1351 号・別表一部改正）

第 4 条の 2 前条の奨学金とは別に、全学の学生交換協定及び学生派遣協定に基づくプロ

グラムによって留学する優秀な学部生を対象とし、追加で奨学金を給付することができる。

- 2 前項の奨学金の詳細は、東京都立大学留学生・留学委員会（以下「留学生・留学委員会」という。）が、その都度、審議して定める。

（令 6 都立大管国第 588 号・追加）

（渡航費）

第 5 条 渡航費として、別表 3 に定めた金額を上限として、次の各号に掲げる費用の総額を給付する。ただし、他団体等からの奨学金により渡航費が同額以上支給される場合は給付しない。

（1）往復航空賃（エコノミークラスとし、燃油サーチャージ等を含む。）

（2）空港旅客サービス施設使用料及び入出国税

- 2 渡航費は、原則として最も経済的な通常の経路により渡航した場合の実費額により算定する。往路復路共に、プログラムの派遣目的達成に必要なない箇所への立ち寄りや私用、別用務等を行わないこと。

- 3 渡航費は、留学開始時及び留学終了時に係るものを支給する。

（平 25 首都大管国第 703 号・一部改正、平 26 首都大管国第 995 号・一部改正・別表追加、平 28 首都大管国第 1000 号・一部改正、平 29 首都大管国第 1099 号・一部改正、令 5 都立大管国第 498 号・一部改正、令 5 都立大管国第 1123 号・別表一部改正、令 6 都立大管国第 1351 号・別表一部改正）

（給付人数）

第 6 条 経済支援の給付人数は、予算等の範囲内で、給付可能な人数とする。

（申請手続）

第 7 条 経済支援の給付を希望する者は、申請書類を指定の期日までに、プログラム主管部局（部局主管のプログラムにあつては当該部局、全学の学生交換協定及び学生派遣協定に基づくプログラムにあつては国際センターをいう。）の事務室へ提出するものとする。

（平 25 首都大管国第 162 号・一部改正、平 26 首都大管国第 158 号・一部改正、平 29 首都大管国第 1099 号一部改正）

（給付対象者の選考等）

第 8 条 給付対象者の選考基準は、プログラム主管部局において別に定める。

- 2 部局主管のプログラムに係る給付対象者は、プログラム主管部局において選考し、留学生・留学委員会に報告することとする。

- 3 全学の学生交換協定及び学生派遣協定に基づくプログラムに係る給付対象者は、留学生・留学委員会において選考することとする。

（平 25 首都大管国第 162 号・一部改正、平 26 首都大管国第 158 号・一部改正、平 28 首都大管国第 1000 号・一部改正）

（給付手続）

第 9 条 前条の選考により本経済支援の給付対象者として認められた者（以下「経済支援学生」という。）は、誓約書その他給付に当たって必要な書類を指定の期日までに、東

京都立大学管理部国際課（以下「国際課」という。）へ提出するものとする。

（平 25 首都大管国第 162 号・一部改正、平 25 首都大管国第 1367 号・一部改正、令 6 都立大管国第 588 号・一部改正、令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正）

（給付方法）

第 10 条 経済支援は、奨学金にあつては毎月、渡航費にあつては原則として派遣前に、経済支援学生が指定する日本国内の口座に振り込みにより給付する。

2 派遣前に支給した渡航費に過不足が生じた場合には、帰国後に精算を行うものとする。

（平 25 首都大管国第 162 号・一部改正、平 25 首都大管国第 703 号・一部改正）

（経済支援学生の責務）

第 11 条 経済支援学生は、渡航にあたり、海外旅行保険及び留学生・留学委員会が指定する危機管理サービスに加入しなければならない。

2 経済支援学生は、派遣学生として決定してから留学期間が満了するまで本学に継続して在学し、留学期間終了後は速やかに帰国して本学における学業を継続しなければならない。

3 経済支援学生は、毎月、別に定める期間内に、所属する学部・研究科及び国際課に対し在籍確認報告を行わなければならない。

4 経済支援学生は、留学期間終了後 1 ヶ月以内に、留学成果をプログラム主管部局長に報告しなければならない。

5 経済支援学生のうち、東京都立大学学生交換協定に基づく派遣留学プログラム及び学生派遣協定に基づく派遣留学プログラム参加者は、留学期間終了後速やかに、効果測定として派遣先大学の授業言語の語学試験を受験しなければならない。

（平 26 首都大管国第 995 号・一部改正、平 27 首都大管国第 957 号・追加、平 28 首都大管国第 1000 号・一部改正、平 29 首都大管国第 1099 号・一部改正、令 2 首都大管国第 1348 号・一部改正）

（経済支援学生の取消）

第 12 条 学長は、経済支援学生が、経済支援の給付を受けるまでの間又は給付期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、経済支援学生の資格を喪失したものと認め、経済支援を中止又は一時的に停止することができる。

(1) 本学学生の身分を失った場合

(2) 本学を休学した場合

(3) 本学の学則及び大学院学則等に基づき懲戒処分を受けた場合

(4) 留学を取りやめた場合

(5) 経済支援学生としての責務を怠った場合

(6) その他、学長が経済支援学生として適当でないと認めた場合

（返還）

第 13 条 学長は、経済支援学生が経済支援の給付を受けた後に、前条各号のいずれかに該当し、既に給付した経済支援の返還を求めることが適当であると認めた場合には、奨学金及び渡航費の一部又は全部の返還を求めることができる。ただし、死亡等により前

条第 1 号に該当した場合はこの限りではない。

- 2 前項において奨学金及び渡航費の返還を求められた経済支援学生は、指定の期日まで返還しなければならない。

(事務)

第 14 条 経済支援実施に関する事務は、国際課が行う。

(平 25 首都大管国第 1367 号・一部改正、令 2 首都大管国第 1348 号・一部改正、令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正)

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、経済支援実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 25 年 4 月 30 日 25 首都大管国第 80 号)

この要領は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 25 年度に留学を開始する派遣留学生から適用する。

附 則 (平成 25 年 5 月 16 日 25 首都大管国第 162 号)

この要領は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年度に留学を開始する派遣留学生から適用する。

附 則 (平成 25 年 10 月 15 日 25 首都大管国第 703 号)

この要領は、平成 25 年 10 月 15 日から施行し、平成 26 年度に留学を開始する派遣留学生(平成 25 年度春募集での申込により留学を開始する全学の学生交換協定に基づく派遣留学生を除く。)から適用する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日 25 首都大管国第 1367 号)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 5 日 26 首都大管国第 158 号)

この要領は、平成 26 年 6 月 5 日から施行し、平成 26 年度に留学を開始する派遣留学生から適用する。

附 則 (平成 26 年 12 月 1 日 26 首都大管国第 995 号)

この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 27 年度に留学を開始する派遣留学生(ただし、本施行日以前に決定した経済支援学生を除く。)から適用する。

附 則 (平成 27 年 11 月 30 日 27 首都大管国第 957 号)

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 30 日 28 首都大管国第 1000 号)

この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 29 年度に留学を開始する派遣留学生(ただし、本施行日以前に決定した経済支援学生を除く。)から適用する。

附 則 (平成 29 年 11 月 30 日 29 首都大管国第 1099 号)

この要領は、平成 30 年 1 月 19 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 30 年度に留学を開始する派遣留学生(施行日以前に決定した経済支援学生を除く。)から適用する。ただし、改正後の第 11 条第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同年 3 月 31 日以前に本学に入学した者に対する同項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日 29 首都大管国第 1421 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、平成 30 年度に留学を開始する派遣留学生（施行日以前に決定した経済支援学生を除く。）から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 首都大管国第 1348 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 2 年度に留学を開始する派遣留学生から適用する。

附 則（令和 5 年 10 月 3 日 5 都立大管国第 498 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 6 年度に留学を開始する派遣留学生（施行日以前に決定した経済支援学生を除く。）から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 5 都立大管国第 1123 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 6 年度に留学を開始する派遣留学生（施行日以前に決定した経済支援学生を除く。）から適用する。

附 則（令和 6 年 9 月 26 日 6 都立大管国第 588 号）

この要領は、令和 6 年 9 月 26 日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 7 年度に留学を開始する派遣学生（施行日以前に決定した経済支援学生を除く。）から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 6 都立大管国第 1351 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、奨学金については令和 7 年度以降に留学を開始する派遣学生への給付及び令和 7 年 4 月 1 日時点で留学中の派遣学生の 4 月分の給付から適用し、渡航費については令和 7 年度以降に留学を開始する派遣学生への給付から適用する。

別表 1（第 4 条関係）（令 2 首都大管国第 1348 号・一部改正、令 5 都立大管国第 498 号・一部改正、
令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正）

派遣先地域別 奨学金月額

派遣先地域	奨学金月額	地域名・都市名
指定都市	15 万円	アビジャン、アブダビ、クウェート、サンフランシスコ、シンガポール、ジッダ、ジュネーブ、ニューヨーク、パリ、モスクワ、リヤド、ロサンゼルス、ロンドン、ワシントン
甲地域	13 万円	・北米 ・欧州 ・中近東 （アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く。） （主な都市） アムステルダム、アンカレッジ、ウィーン、ヴァンクーバー、エルサレム、コペンハーゲン、シアトル、シカゴ、チューリッヒ、トロント、ニューオリンズ、ハンブルグ、フランクフルト、ブラッセル、ホノルル、ボストン、マドリッド、モントリオール、ローマ
乙地域	12 万円	指定都市、甲地域、丙地域以外の地域 （主な都市） ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルク、シドニー、ジャカルタ、ソウル、ソフィア、タシケント、バンコク、プラハ、ブダペスト、マニラ、メルボルン、ヤンゴン
丙地域	10 万円	・アジア （インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く。） ・中南米 ・アフリカ （主な都市） カイロ、ケープタウン、サンパウロ、上海、台北、ナイロビ、ブエノスアイレス、北京、メキシコシティ、リオデジャネイロ、リマ

別表 2（第 4 条関係）（平 29 首都大管国第 1099 号・追加、令 2 首都大管国第 1348 号・一部改正）

奨学金支給基準

派遣期間	支給月数
8 日 ～ 31 日	1
32 日 ～ 62 日	2
63 日 ～ 93 日	3
94 日 ～ 124 日	4
125 日 ～ 155 日	5
156 日 ～ 186 日	6
187 日 ～ 217 日	7
218 日 ～ 248 日	8
249 日 ～ 279 日	9
280 日 ～ 310 日	10
311 日 ～ 341 日	11
342 日 ～ 365 (366*) 日	12

*閏年の 2 月 29 日を含む留学プログラムの場合のみ。

別表 3（第 5 条関係）（平 26 首都大管国第 995 号・追加、令 5 都立大管国第 1123 号・一部改正、
令 6 都立大管国第 1351 号・一部改正）

派遣先地域別 渡航費

派遣先地域	渡航費
アジア地域 インド、インドネシア、韓国、カンボ ジア、シンガポール、スリランカ、タ イ、台湾、中国、ネパール、パキスタ ン、バングラデシュ、東ティモール、 フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベ トナム、香港、マカオ、マレーシア、 ミャンマー、モルディブ、モンゴル、 ラオス	21 万円
上記以外の地域	35 万円

東京都立大学派遣留学応募学生に対する語学試験受験費用補助 に関する実施要領

26 首都大管国第 503 号

制定 平成 26 年 8 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都立大学（以下「本学」という。）が、学生交換協定及び学生派遣協定に基づく交換留学及び派遣留学に応募する学生に対して実施する語学試験受験費用補助について、必要な事項を定めることを目的とする。

(31 首都大管国第 1373 号・一部改正)

(申請資格)

第 2 条 語学試験受験費用補助を申請できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 東京都立大学留学生・留学委員会において実施する全学の学生交換協定に基づく派遣学生候補者の推薦選考又は全学の学生派遣協定に基づく派遣学生候補者の推薦選考に応募し、応募書類として言語能力を証明する書類を提出している者。ただし、応募する協定先大学が求める言語能力の一定基準に達している者に限る。

(2) 過去に本学より語学試験受験費用の補助を受けていない者

(31 首都大管国第 1373 号・一部改正)

(補助内容)

第 3 条 語学試験受験費用の半額を支給する。

(給付人数)

第 4 条 補助の給付人数は、予算等の範囲内で給付可能な人数とする。申請者が給付可能人数を上回る場合は、申請書が指定された窓口へ到達した順位に従い、給付可能人数に満つるまでの者に支給する。

(申請手続)

第 5 条 語学試験受験費用補助を希望する者は、以下に定める申請書類を指定の期日までに、指定された窓口へ提出するものとする。

(1) 語学試験受験費用補助申請書（領収書等支払金額がわかるものを添付）

(2) 銀行口座登録依頼書

(給付方法)

第 6 条 前条の申請書類に基づき、選考終了後振込により給付する。

(補助の取消)

第 7 条 応募学生が、語学試験受験費用補助の給付を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、語学試験受験費用補助の給付資格を喪失したものと認め、給付を中止することができる。

- (1) 本学学生の身分を失った場合
- (2) 本学の学則及び大学院学則等に基づき懲戒処分を受けた場合
- (3) 派遣候補者の推薦選考を辞退した場合

(事務)

第8条 語学試験受験費用の補助に関する事務は、東京都立大学管理部国際課が行う。

(31 首都大管国第 1373 号・一部改正)

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、語学試験受験費用の補助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 26 年 8 月 5 日 26 首都大管国第 503 号)

この要領は、平成 26 年 8 月 5 日から施行し、平成 26 年度秋募集分から適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日 31 首都大管国第 1373 号)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度募集分から適用する。